

「表紙共 20 枚」

令和 6 年 8 月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年9月9日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原東託

8 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第5号 現況証明書（農地証明書）の発行について
 - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第7号 9月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について
- 7 その他
 - (1) 『農地等利用最適化推進施策に関する意見書』について

(2) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 8番 湯浅正徳 委員

(農地利用最適化推進委員) 三花・小野区域担当 諫山文彦 委員

(3) 9月現地調査

[日時] 9月24日(火) 午前9時～ ※調査委員のみ

(4) 9月調査委員会

[日時] 9月27日(金) 午前9時～ ※会長・副会長・調査委員

(5) 9月定例総会

[日時] 10月8日(火) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(6) 行事日程

9月13日(金) 令和6年度農業者年金制度加入推進特別研修会(大分市) *農業者年金加入推進部長対象

9月17日(火) 日田市長へ『農地等利用最適化推進施策に関する意見書』提出 *役員

(7) その他

- ・8月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・8月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日、欠席の御連絡はありません。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立することを御報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りをさせていただきます。 議事進行上、発言される場合は、挙手をして議長の指名の後に発言をされるようお願いいたします。 携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくかマナーボードに設定していただきますよう、今一度確認をお願いいたします。 それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。 会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになりますので、これより会長に議長をお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>皆さん、こんにちは。 暑い中、大変ありがとうございます。また、暑い中でございますが農地パトロールに頑張ってくださいている方々に対しまして、お礼申し上げたいと思います。暑さに気をつけて、熱中症に気をつけて、よろしくお願ひしたいと思います。 それから、後ほど事務局の方から説明があろうかと思いますが、先月、西有田の件で、完了報告を頂いた件につきまして、現地を見たところ、現地と許可内容が違っておりました。これを受け、役員会で協議した結果、許可を出したとおりに、転用を行っていただくように指導をいたしております。 それでは着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思います。 会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>はい、それでは議事録署名委員 13番 平川修委員と16番 井上俊勝委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議案訂正がありましたら事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい、今回議案訂正がひとつございます。</p> <p>議案 第7号 9月調査委員の選任について、の18頁です。</p> <p>調査員の選任を予定しております10番の高瀬義徳委員の義徳の「徳」の字の漢字を誤って記載してしまいましたので、ここで、お詫びしますとともに、訂正をさせていただきたいと思います。</p> <p>「のり」の字の「徳」という字の右側の心の字の上に一本線、漢数字の「一」の字が入ることになりますので、皆さんよろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、早速議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、12番 中島幸一郎委員、18番 梶原真悟委員、19番 河津裕治委員の3名の方でございました。</p> <p>調査委員長は12番の中島幸一郎委員です。</p> <p>よろしく願います。</p> <p>それでは、中島委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>

<p>調査委員長 (中島幸一郎)</p>	<p>皆さん、こんにちは。 今月の調査委員長の中島です。どうぞよろしく願いいたします。 8月26日に、18番 梶原真悟委員、19番 河津裕治委員と、それから事務局の木村局長ほか3名の職員の方と現地を見てまいりました。 当日はとても暑い日でしたが、事務局の手際の良い案内で、スムーズに終了することができました。 本日は、3条の許可申請が6件、4条の許可申請が2件、そして、5条の許可申請が7件であります。 詳細につきましては、事務局の方から説明がございますので、慎重な審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は6件申請がありました。 番号36、大字大肥〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が361㎡です。 譲渡人は神奈川県〇さんで、譲受人は日田市大肥本町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。国道211号を宝珠山方面に進みまして、大明小中学校から右折した赤い丸のところが農地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現況の写真です。字図の方は、筆界が数多く切っていますが、基盤整備後でありまして、一枚の田んぼとして譲受人の〇氏が管理を行っているものであります。 次です。番号37、大字大肥〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が419㎡です。 譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は、日田市大肥本町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。国道211号を宝珠山方面に進みまして、左折していきまして赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になりま</p>

す。こちらの方も、基盤整備後に左側の農地、こちらが〇さんが所有しております、今回、売買を検討されているところが、この赤い枠の中の農地となります。二つ合わせて一体的に管理が見込めると思います。

続いて番号38、大字日高〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が24㎡です。

譲渡人は日田市刃連町の〇さんで、譲受人は日田市刃連町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。国道386号を天瀬町方面に進みまして、三芳小学校から左折しました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現況の写真です。

続いて番号39、天瀬町女子畑〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が1,594㎡です。

譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて耕作管理をしたい、とのことでの申請です。この案件につきましては、生前贈与の関係になります。敬天荘の方から、県道岩戸五馬日田線に入りまして、旧台小学校付近の女子畑の土地改良区事務所方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号40、大字庄手〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が427㎡です。

譲渡人は日田市日ノ隈町の〇さんで、譲受人は日田市日ノ隈町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、農地を譲り受けて新規就農・家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。国道212号 玉川バイパスの日ノ隈町信号付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが現況の写真です。

続いて番号41、大字内河野〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が320㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市玉川町の〇さんです。遠方に住んでおり管理できないため譲り渡したい、新居近くの農地を譲り受けて、新規就農、家庭菜園として管理したい、とのことでの申請です。石井小学校方面から県道朝田日田線を上がりまして、内河町公民館を右折しました。赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いため、左右から写真方向を2枚に分けて撮っております。こちらが写真方向①の写真です。こちらが写真方向②の写真になります。現

<p>調査委員長 (中島幸一郎)</p>	<p>地は柚子・栗等が植栽されていました。</p> <p>それでは現地調査にご同行頂きました調査委員長から、ご意見を頂こうと思います。</p> <p>今の件につきましては、特に問題は無いかと思っております。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の1から2頁が、農地法第3条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思えます。</p> <p>ありませんか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、よろしいですか。</p> <p>無かったら、この件につきまして別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認頂きましょうかご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同できる推進委員の方々は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。 引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、2件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。私から議案書4頁、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。今月は2件の申請が出ています。</p> <p>番号17、申請地は大山町西大山〇の第1種農地です。地目は登記簿 田、現況 宅地、面積は527㎡です。 申請人は大山町の〇さんです。申請理由は、梅加工施設として既に利用しているが、許可を得ていなかったため、です。こちらは、令和6年3月総会にてご報告いたしましたが、農業振興地域内の農用地であったため、今回、農業用施設用地に用途変更を行い、再度申請を提出するものになります。また、こちらの農地は第1種農地であるため、原則、転用はできませんが、梅加工用の農業用施設になりますので、不許可の例外が適用されますが、追認の案件となりますので、始末書を徴取いたします。場所の説明です。国道212号を旧大山中学校方面へ向かう途中を南下し、ひびきバイパスに入り進んだ小切畑集落の中にあります赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが追認の農業用施設になります。</p> <p>続きまして番号18、申請地は大字渡里〇と〇の第3種農地です。地目は〇が、登記簿・現況ともに田、〇</p>

<p>調査委員長 (中島幸一郎)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>は登記簿・現況ともに畑です。合計面積は516㎡です。</p> <p>申請人は清岸寺町の〇さんです。申請理由は、住宅用地として使用したいとのことです。場所の説明です。大分自動車道日田インターチェンジ下を通っています市道熊取小迫線沿いにある赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。</p> <p>以上、4条は2件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p> <p>特に、問題は無いと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の3頁、4頁が農地法第4条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が1件でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思えます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はいありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして5頁です。</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、7件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。</p> <p>議案書5頁、議案第3号 農地法第5条についてです。今月は7件申請がありました。</p> <p>番号22、申請地は日田市大字三和〇・〇、計2筆の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。2筆の合計面積は304㎡です。</p> <p>譲渡人は清水町の〇さんです。譲受人は石井町1丁目の〇さんです。申請理由は、譲り受けて資材置場用地として使用したい、とのこと。場所の説明です。日田市立三和小学校横の市道日ノ出藤山線を北に200メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図で</p>

す。現地の写真です。

続きまして番号23、申請地は大字小迫〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は348㎡です。

譲渡人は、小迫町の〇さんです。譲受人は小迫町の〇さんです。申請理由は、住宅用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。小迫町公民館から市道渡里山田線を日田市立朝日小学校方向へ進んだ途中の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号24、申請地は大字十二町〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は811㎡です。

譲渡人は玖珠町の〇さんです。譲受人は田島本町の〇さんです。申請理由は、3区画の宅地分譲用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。玉川バイパスから市道下中城三郎丸線を進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

次に番号25、申請地は日田市南元町〇・〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は388㎡です。

譲渡人は南元町の〇さんです。譲受人は下井手町の〇さん・〇さんです。申請理由は、住宅用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。国道386号から、日田部品さん横の市道高畑2号線を進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号26、申請地は大字竹田〇・〇・〇・〇の第3種農地です。地目は登記簿 田、現況 畑です。面積は4筆の合計で2,049.14㎡です。

譲渡人は〇と〇の所有者が田島3丁目の〇さん、〇の所有者が下井手町の〇さん、380の所有者が下井手町の〇さんです。譲受人は田島3丁目の〇さんです。申請理由は、7区画の宅地分譲用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。比佐津トンネルを竹田方面に抜け、途中を左折し、700メートルほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真ですが、農地が広いため、写真を3枚に分けております。こちらが写真方向①の写真です。写真方向②の写真で

す。写真方向③の写真です。こちらの案件は、隣接地である大字日高〇番地からの同意書が得られていないため、申請代理人である〇さんから同意を得られなかった「経過書」を提出していただいております。また、令和2年6月にも、今回申請が出ている隣接地に分譲地を造成する5条の申請がでており、当時も同意書を頂けずに、「経過書」を提出していただいております。今回、現地調査を行い、農地法にある立地基準、一般基準を全て満たしており、隣接地の農地に影響がないことを確認しております。

続きまして番号27、申請地は大字竹田〇、第3種農地です。地目は登記簿 田、現況 畑です。面積は66㎡です。

譲渡人は田島3丁目の〇さんです。譲受人は下井手町の〇さんです。申請理由は、分譲地のごみステーション及び駐車場用地として使用したい、とのことです。場所の説明ですが、先ほど説明いたしました番号26と同じ場所になりますので省略させていただきます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続いて番号28、申請地は大字庄手〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は611㎡です。

譲渡人は中釣町の〇さんです。譲受人は田島本町の〇さんです。申請理由は、2区画の宅地分譲用地として使用したい、とのことです。場所の説明です。日田市立三隈中学校前の市道日ノ隈船場亀川線を進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

以上、5条は7件となります。

それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。

特に、大きな問題は無いという風に思っております。

ありがとうございました。

調査委員長
(中島幸一郎)

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>それではチェックシートについてです。資料No.1の5頁から8頁が農地法第5条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。</p>
	<p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>事務局の議案説明にあるように、また調査委員長の説明あるように問題は無いというような意向でございます。</p>
	<p>皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。</p>
	<p>原田委員どうぞ。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>11番 原田ですけど、26番の案件ですけど、○の同意無しで委員長と見た中で、農業に支障ないということ、前回はそういうことだったと思う。</p>
	<p>今回もそういったところで、許可の案件出してるんですけど、もう一度、字図を出して、その辺の内容を用水・日照と問題無いということを確認した内容を、ちょっと委員長の方から説明を、事務局でもいいですけど、説明をお願いします。</p>
	<p>一応、こちらの字図を見てもらったときに、こちらの所有者さんの「同意書」が取れてない、ということになります。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>隣接しているのが、こちらのなんですけど、以前、この下の方にも分譲が出来ていまして、ちょっと若干見えてないんですけども、もうちょっと隣接していて、そこも同意が取れてない状況で、前回「経過書」を出してもらって許可を出している現状です。ここの隣接地なんですけど、ここもちょっと50センチぐらい引いて、分譲地を造るようには、話はしてるみたいです。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>すいません。 補足でございます。 実際に、〇ともお会いをしましてお話をしました。造成工事につきましては、水路を管理するようなスペースは必ず設ける。ということで、あと周辺の農地にも影響を与えないようにするというので、お話をお伺いしております。で、〇をしているということと、あと、右の斜め下にちょっと道が見えるかと思うんですけども、そちらが田んぼへの進入路になっております。進入路に関しては全く工事も入りませんし、影響もありませんし、方角的にもちょっと西日が当たらないぐらいになるかなあとは思ったんですが、特に日当たりも問題ありませんし、水路も扱わないし、進入路も扱わない、ということで、営農に関しては問題が無いかと現地調査で確認をしたところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、よろしいですか。</p>
<p>調査委員長 (中島幸一郎)</p>	<p>私も、ちょっと「同意書」が取れないということから、面積も広いので、気になるところであって、事務局の方に、何回も経過等も聞いたところです。 トラブルというのは、やっぱり隣接から始まるわけですから、そここのところは、ちゃんとしてくれ、ということだったんですけど、〇の方も、そういう「経過書」を出して、当事者もそういう風で出来るだけ迷惑をかけない、というようなことであつたもんですから、私の方としては、これは問題無いんじゃないか、という風に判断したところです。</p>

<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>はい。 特に反対の理由とか、同意しない理由とか、あとトラブルが起きないか、ちょっと心配したところですけども、一応説明は分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>調査委員会でも、この問題は出まして、話合いの結果、よかろう、ということになっておりますので、よろしく願いいたします。 ほかに何かございませんか。 はい、樋口委員にどうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、同じ件ですけど、うちの近くとは別ですけど、普通、隣接同意は、公道等で4 mぐらい隣接地と離れておれば、普通、同意はもらわないんじゃないかと思えますけど、今の説明では50センチ引いて建てるというか、分譲するということですので、我々農業委員としては、やはり農地が農地として良好に使うというか、そういった視点の農家の立場でこういった申請を判断せんといかんちゃんないかなあと考えておりました、○というか、そういったものがあるということではありますけど、その「経過書」だけで良ければ、今後もそういったことでずっと農業委員会としては通すというか、そういうあれをきちっと守っていないと、全てのところは「同意書」をもらってますから、そういった整合性がとれるような形で、この案件も判断していただきたいなと思っております。 特に、令和2年というか、前回も、そういった要望で、却下されているような状況もあるようですので、私としてはちょっと慎重に対応しておった方がいいんじゃないかなと。ちなみにうちの近所では、隣接4 mの道を入れたところがあります。 本来であれば、四角の田んぼに道路真ん中一本でいいですけど、隣接地に4 mの道を二本入れて、分譲しているところもありますので、今の判断でいいのかなあ、というようなことが考えられます。その辺りのところ、何か裁判とか、農業委員会に対して不服申立てとかあっても、特に問題無いということであればいいかなと思えますけど、よろしく願いします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、4 mというのは決まったわけじゃないと思いますが、実際のところ4 mとか引いたりとかはしないと思います。</p>
	<p>相手方の農地の方に影を射すとか、そういうことに対しては、事務局の方で業者の方と話をしていると思いますので、私の場合はそれでいいんじゃないかなと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ちょっと事務局いいですか。</p> <p>はい。</p> <p>先ほど樋口委員が言われた令和2年6月の許可の件ですが、その下の方の分譲を造るときにも「同意書」が得られなかったんですけども、そのときも「経過書」を頂いて、同意無しで許可を出しているところですよ。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、すいません。</p> <p>「経過書」というのは、私もよく解らないですが、こういった内容ですか「経過書」とは。相手と話したこととか、そういった内容を総合的に判断してオーケーを出した、ということですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>一応、なぜ同意が得られなかったのか、っていう理由と、○な内容、ちょっと○があったというところもあって、その経過を文章にして、提出はしていただいているところでもあります。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、そうですね。</p> <p>やっぱり農作物を作る上で、やっぱり日照は大事ですけど、例えば、この前も台風がありましたけど、家が建つと風が回って稲が倒れたり、本当、日照だけではないんですよ。</p>

	<p>事務局として、今後ともそういった「経過書」で、今回と同じような判断を、ずっとしていくという、何かピシャツとしたそういった取り決めをしておけば、問題は無いかなと思っております。が、今までもこういったことで、今回、許可を出せば、数年後また同じような人が来たときは、2年前に「経過書」を取りましたよ、とかそういう何かをピシャツとした確立したもので、何か判断しないと、ちょっと危ういかなと、そういった感じがしておりますけど、皆様がよければ、私も現地見ておりませんが、また相手の人はどういった方かも分かりませんが、普通に見たら、やはり日照だけじゃない影響は当然あるんです。そこを総合的に判断して、「経過書」でオーケーということであれば、それ以上のことを私としても言えないかな、と思っております。</p> <p>はい、以上です。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>樋口委員、大変貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>やはり第5条ですので、許可要件に合うか、合わないかが重要だと、事務局では考えておまして、チェックシートの立地基準、それから一般基準、こちらを満たしておりますので、事務局、それから調査委員会では、許可相当ではないか、と判断して、今日は総会に上げたところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>3 番 (飯田隆)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、どうぞ。</p>
<p>3 番 (飯田隆)</p>	<p>はい、すいません。 関連で確認ですが、隣接地の承諾書についてですが、それが取れない場合は、今、樋口委員が言われたように4 mという具体的な数字が出たんですが、それは決まったものではない、ということでしょうか。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、どうぞ。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません、4番 穴井です。 前の事務局をしていた関係で、ちょっと4 mの関係といえますか、どうしても同意が取れないとか、日照が悪いとかいう場合です。 4 m引いて家を建てるとか、そういうことが上がってくれば認めておったというような、以前ですね、もう今は違うかもしれませんが、経過があらうかと思います。 それと「経過書」というお話を頂きましたけども、○について、この場で言えないかもしれないんですけど、ここは審査をする場ですので、どういう内容があって「同意書」が取れない、ということ、ここで内容の説明があってもいいんじゃないかな、と思うんですけど、オブラートに包んでですね、そうすると農業委員さんも推進委員さんも、頭の中でモヤモヤとした形になりますので、具体的に「そこまでいけば仕方ないのかな」という風な判断も出来ると思いますので、やはりそこはキチッと行っていただきたいのと、あともうひとつお願いなんですけど、ここは分譲にされると思うんですけど、計画図というか、そういうのも付</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>けていただくと、判断がしやすいのかなど。全体の字図だけあって、どこに道路が通って、どういう風に分筆して分譲するか、というのも、これだけでは内容が判りませんので、せっかく判断するための材料としては、そこまで上げていただきたいと思います。</p> <p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>すいません。</p> <p>先ほど〇と申しました件ですが、こちらが計画図になります。</p> <p>入り口がこちらから入って、分譲地になるんですけど、その同意が頂けなかったという方の〇は、〇が言うには、この進入路から入ってきて、〇してくださいと。〇、ということで、そこでちょっと同意が取れていないという、状況になっております。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>藤原の補足でございますが、〇ということで、同意が取れなかったということでございます。</p> <p>それから、先ほど、こういう計画図とかあった方が良いというような穴井委員のご意見でしたが、これからは、ちょっと問題があるような案件の場合は、こういう計画図も今度から用意したいと思います。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、よろしいですか。</p> <p>湯浅委員、どうぞ。</p>
<p>8 番 (湯浅正徳)</p>	<p>番地の載っている図面を出してください。</p> <p>これですね。〇と〇の赤で境界のような感じになってますけど、そこに水路があるんじゃないですか。あ</p>

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>るでしょう。これはどうなるんですか。残しますか。</p> <p>こっちの水路は残します。</p>
<p>8 番 (湯浅正徳)</p>	<p>私が、○は田植えをしたり、稲刈りをしていたんですよ。で、○は稲刈りをしていたんですよ。</p> <p>どっちも条件は解ります。ここの土地に道を入れてくれ、というような形で言われたんですけど、以前は一番下のところなんですけど、そこからしか入る道は無かったんですよ。で、分譲が始まった時点で、横に擁壁を建てたもんですから、コンバインが入るのがやっとなんですよ。</p> <p>もうちょっと余所見すると落とすくらいのところですよ。多分そういうのもあって、向こうから道を入れてください、というようなこともあったんじゃないかなとも思います。</p> <p>今はもうコンバインが大きいし、全部腹に入れ込んで出しますからですね、寄り付きが悪いと、もう行かれないですよ。だから一々もうコンバインの腹の中に入れて、外まで出て、出していたもんですから、多分、そういったのも含めた人じゃないかなとも思います。○。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何か、ほかにございませんか。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、横田委員どうぞ。</p>

<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>14番の横田です。</p>
	<p>今、いろいろ出ましたけど、私の解釈が間違っていましたら、指摘していただきたいんですけど、基本的に5条の場合ですけども、隣接所有者の同意は要らない、ということで、私は理解しておりました。</p> <p>要らないでも、何回か隣接所有者とやり取りするうち、隣接の「協議書」が取れば付けてください、と、そういう理解しておりましたので、4 m無ければいけないとか、2 mあけないといけないとか、そういうのは、そのときの施工主さんの考え方であって、農業委員会としては基本的には要らないんだけど、「協議書」があれば、あった方がいいですよと、そういう解釈してたんですけど、そこは事務局、どんな風ですかね。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局長、よろしいですか。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>農地法施行規則の第30条にですね、転用のために必要な書類が書いてございます。その中に隣接農地の「同意書」というのはございません。その他参考書類という中に含まれますので、特に、法的には隣接農地の「同意書」、こちらは法的には必要無いことになっておりますが、トラブル防止のために、一応参考資料として今までつけていった経緯がございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>以上です。</p> <p>よろしいですか、横田委員。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ほかに、何かございませんか。</p> <p>穴井委員、よろしいですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。</p> <p>4番 穴井でございます。</p> <p>番号23のところですか。小迫の転用の分が上がっておりまして、これに異議があるわけじゃないんですけど、前回7月にですね、申請がありまして現地調査を行った段階で、そこに道路ができておりまして、分筆をしてくださいというような、言い方をして、そのときは取り下げをしてもらったような経過がある気がするんですけど、その後どういうふうな動きになったのかですね、分筆が。</p> <p>さっき写真見たら、分筆されていないような気がしたんですけど、どういう形で、こういう風に申請が上がってきたのかを教えていただきたいんですけど。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、いいですか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい、こちらの農地なんですけども、実際、この農地に入る道ということで、こちらの方に農道が造られておりました。ここを通る方も、中にはいらっしゃったんですけど、農地として使う、ということで、こちらの道を少し削って、現地を農地に戻してもらいました。アスファルトを剥いて、こっちに行けないように、上がれないように、この部分を少し削って農地に戻してもらって、ここに入るだけの道として、造ってもらったところです。</p> <p>今回、また新たに申請を出してもらって、もう分筆もせずに、ここに宅地、家を造って、その時に一緒に道路を、綺麗に造る、ということで話は聞いてます。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、よろしいですか。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい、すいません。</p> <p>穴井ですけど、今の話でいきますと、後でですね、一応、今の申請のために、道路部分を畑に戻す、ということですけど、全部畑に戻すわけではなくて、その一部分をですね、そうなった後で、また道路にして、通常、皆さんがそれを利用性出来るようにするというお話でありましたけど、そうであれば、それを分筆して、同じような形で5条申請を出すのが筋ではないかと思うんですけど、それはいかがでしょうか。</p> <p>道路部分は、別の方も使うわけですよ。本人が使うわけじゃないですよ。ご本人も家に入っていくための道でしょうけども、他の、上にも住宅があるし、あそこの上にも住宅があるし、もうひとつ向こうにも住宅がありますけど、前回、現地を見たときの状況からすると、今出来ている道を主に通っているように見受けられました。</p> <p>もうひとつの間の道路は、ちょっと何か道幅が狭くて曲がり難いとか、そういう流れがあったので、その場しのぎのような申請書でいいんでしょうか。</p> <p>ちゃんと分筆して、お願いしてもらわんと悪いんじゃないですか。</p> <p>道路を使うのが、個人じゃないですよ。その方だけの道路ならいいと思うんですけど、他の方もまた。今、後で戻して、という話がありましたので、それが無ければいいんですけど、戻してするなら道路じゃないのかなと、公衆用道路ですよ。転用許可が要りますよね。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>そうですね。</p> <p>一応ですね、こちら土地に今度家を建てる方っていうのが、こちらのお孫さんに当たる方になります。</p> <p>主にこの道を使用するのが、こちらのお父さんの方が出入りに使うということなので、全くの他人ではないというところで、うちの方は申請を受けたんですけども。</p>

<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。 他人というか別の人物ですので、それは違うんじゃないですかね。 内容として、そういう説明でいいんですか。 宅地部分と道路部分で厳密に分けてするのが、うちの転用許可じゃないんですか。 もしですね、そういう要綱があってオーケーというのであれば、私どもは何も言いませんけど、そこ辺のところだけキチツとしとかなないと、後々またこういうのが出てくるときに、ああよかった、それでいいよ黙っちょこうね、っていう話じゃ私どもも出来ないの。 何故かと言いますと、7月に現地調査を行ったときに、わざわざ分筆しないと駄目ですよ、ということでお話をし、取下げをしてもらった経過がありますので、それについての明確な答えが欲しいところです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、よろしいですか。 今、ちょっと話し合い前後の関係の話を聞きましたけど、今のところ、道路であった分はアスファルトを剥いてしまって農地の状態になっているそうです。で、現地調査を行ったときには、その前に石を置いて通られんように塞いでるそうです。 あと、お孫さんとお父さんか爺ちゃんか判りませんが、話し合いが出来ているそうですので、現地を完了した後に、農業委員会の方で確認に行くというのでは、どういう風ですか。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>さっき藤原が言ったように、現地に行ったら、ちょっと航空写真が古いんですけども、確かにアスファルトは剥いて土にしてみました。で、その後は、私道としてお父さんとその息子さんの新しい家を建てた方が、主に使うということで、申請を受けたところでございます。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。 ここの現地の写真が見たいのと、あそこの部分がどうだったか。 それとですね、今、私道としてということでありましたので、ここの道路は、何か以前農道として造った</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>というお話も聞いてますので、農道としてであれば、多分、昔だから農地法施行規則第5条でやったんだと思うんですけど、それならいいんですけど、今度は、私道として通すことになれば、それは、やはり、ちゃんとしたそれなりの許可が要るじゃないですか。</p> <p>そういう風な拡大解釈でもいいんでしょうか。</p> <p>写真とかですね。ちょっと今は用意出来ませんので、この案件に対しまして、次回に承認頂くということでよろしいですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>はい、すいません。</p> <p>内容がキチっと判れば、この転用が悪いという意味じゃないんですけど、やはりキチっとした書類とですね、それと現地の写真もせっかく行ったら、前回、私と他の調査委員も、行って見ているので、やはり、それが分かるような写真は付けていただかないと、判断のしようがないのでお願いします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>これについては、一応、もう道路として使っていたアスファルト剥いて、農地の状態に戻しているのは間違いないですけど。</p> <p>これから先のことですよね。一応、農道で利用するのなら、何も問題はなかろうかと思えますけどね。一応、とにかく写真を揃えますので、次回の定例総会までに報告というような形でよろしいですか。</p>
<p>4番 (穴井浩司)</p>	<p>もう一言だけですけど、申し分けありません。</p> <p>もう、ここに住宅が建つので農道という定義は成り立ちませんので、そこ辺のところで、うちの方がちゃんとしとかんと、後で揉めるかな、ということでは言わせていただきました。</p> <p>すいません。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、そこの写真が、今、事務局の方に有るそうですので、次に、この案件はちょっと置いてですね、あと写真を持ってきて上がっていただきたいと思いますので、</p>

<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>よろしいですか、先に進んで。</p> <p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>5条、他の質問ございませんか。 それでは、よろしいですか。 無ければ、この件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、終了でございます。一言お願いしたいと思います。</p>
<p>調査委員長 (中島幸一郎)</p>	<p>大変、貴重な意見をたくさん頂きまして、ありがとうございました。 私自身は、昨年農業委員になりまして、今度で3回目の調査・現地確認でございました。印象としては、</p>

やっぱり3回行ってみると、日田市はやっぱり広いなあという風を感じております。特に、また中山間地も多いな、という風にも感じました。

今まで1年間の中で、ちょっと気になることがひとつあったんで申し上げたいんですけど。

昨年、農地法の一部が改正されて、令和5年4月1日から、農地の取得が、3条の農地取得時において下限面積要件が撤廃されたところです。で、今回の議案の中でも2件ほど上がってるんですけど、先月も1件、先々月も3件といった案件が、農地を持たなくても農地が持てるようになったと。

もちろん、これについては、法に従っての案件でございますから、問題は無いわけですけど、国の思惑通り、遊休農地の解消であったり、それから新規就農者の増に繋がっておるわけですけど、今後、こういう案件が2件、3件という風に毎回出てくるわけですから、違法転用、それから、相続後の新たな遊休農地の発生など不安な材料もあるわけです。

私自身、こう毎回議案を見ながら、それで終わればいいわけですけど、私だけが要らん心配をするな、と言われれば、それまでですけど、やっぱり、こういう新たな案件がどんどん出てくるたびに、将来的に、どうなんだろうという気もしておるところでございます。

今日は、皆様のご意見をたくさん頂きまして、審議を頂きまして、ありがとうございました。

議長
(石井照久)

はい、お疲れさまでございました。

では、9頁です。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、でございます。新規1件、再設定3件でございます。それぞれ委員のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。問題があれば挙手をしてご発言願いたいと思います。

いいですか。

(はいの声)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、計画要請内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各及び基本構想の各要件を満たしたと考えます。 ご意見がなかったら、ご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、承認したいと思います。 続きまして11頁です。 議案第5号 現況証明書（農地証明書）の発行について、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 議案書の11頁、議案第5号 現況証明書（農地証明書）の発行について、でございます。 番号1、申請人は田島二丁目の〇さんです。〇頭首工等の水利使用更新を国土交通省に許可申請する際に、農地である証明が必要なため申請をするもの、でございます。 今回申請のあった農地は合計262筆、面積173,773㎡、125名の組合員となっております。〇、農地の所有者から〇への申告管理のため、組合員名や現場面積に登記簿と差異が生じているものもでございますことをご承知おきください。 まず申請対象の農地の位置図でございます。花月川から南側と庄手川の南側に分布するものでございます。 青い丸で囲ってまのが〇揚水機区域、その下が〇用水樋管、一番下の真ん中ですね、この〇頭首工のそれぞれの受益の農地でございます。それ以外のところが〇頭首工による受益の農地という風になっているところでございます。 これから、対象地を4区分に分けて、全箇所写真撮るのは、今回しておりませんで、選択した主な現況写</p>

真を紹介いたします。

まず、市役所付近からJR久大本線までの区間でございます。写真は黄色のラベルで示しておりますけども、①から⑥まで紹介をいたしたいと思います。まず①です。こちらは淡窓一丁目のギフトランド丸記屋さんの北側に位置するところでございます。②城町一丁目、県西部振興局の西側でございます。③です。こちらの城町一丁目、石井産婦人科さんの東側に位置する田んぼでございます。続きまして④から⑥、丸ノ内の丸ノ内こども園の西側に広がる一帯でございます。④同じく⑤、⑥、丸ノ内こども園の西側に広がる農地でございます。

次に、JR久大本線から西側、市道友田徳瀬線、光岡駅付近の間の写真でございます。⑦、⑧、⑨、まず行きます。⑦、⑧、⑨、大字渡里の花月川に架かるJR橋梁南側の一帯でございます。⑦、⑧、⑨、続きまして⑩、⑪ですけれども、こちらは株式会社朝日木工駐車場の北側近辺の写真です。⑩、⑪、続きまして⑫、こちら大字渡里、鍵の110番のお店の西側に存在する農地でございます。⑬、こちら大字十二町の昭和建設の分譲地の南側に位置する田んぼでございます。

次に、市道友田徳瀬線から西側で、庄手川付近を挟んだ区間となります。まず⑭、こちらは大字友田、ニトリ日田店の北側に存在します。⑮、大字友田、アーバンパチンコの西側の一帯となっております。

⑯、こちらは大字友田でございまして、日田ダイハツ自動車と市環境衛生センターの間の一帯でございます。⑰、⑱、こちらは南側から北側を向かった写真でございます。続きまして⑲、大字友田、庄手川南側の南友田一帯でございます。⑳、同じところの周辺です。㉑、同じところですよ。

最後になりますけれども、玉川バイパスと庄手川が交わる付近の区間でございます。㉒、こちら大字庄手、庄手川左岸の南側、土手沿いになっております。㉓、こちらも大字庄手、日隈こども園の北側の一帯でございます。

この案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、日田・五和地区の末武推進委員さん、お願いします。

<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>日田地区を事務局と、全筆確認しましたが、農地として管理されており、問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい、続きまして、光岡地区担当の伊藤推進委員さん、お願いします。</p>
<p>推進委員 (伊藤武士)</p>	<p>国交省と、事務局の武内さんと三者で、三者っていうのか国交省が2人おりましたけども、現地を見て回りましたが、結構、以前の10年前に比べて、農地というのが、随分田んぼが減ったっていう感覚ではありましたが、それは、高齢による関係とか、そういう関係だと思いますけども、それをライスセンター等に任して、水あてだけを私がしております。とかっていう関係で、それなりに努力はしてるようでございます。それにつきまして、これで仕方ないかな、という感覚ではあります。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第5号 現況証明書の発行について、です。 何かこれについてございますか。 ないですか。 はい、それでは、現況証明書（農地証明書）を発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは発行いたします。 次に17頁ですね。 議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、2件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 それでは議案書の17頁、議案第6号 現況証明書の発行についてでございます。 今月は2件申請がございます。 番号22、大字小野〇番で、登記簿は山林、現況は山林、面積は91㎡でございます。 申請人は埼玉県鴻巣市、〇さんでございます。登記簿は山林でございますけれども、課税地目が田であるため、農業委員会の証明が必要とのことでの申請となっているものでございます。場所は、県道宝珠山日田線で、小野振興センターを過ぎて北上しまして、轟橋を渡って北上した赤丸で示したところでございます。航空写真で見ますと、このようになっております。次が拡大した航空写真で、赤い線が申請地でございます。字図でございます。写真方向を①と②から撮影しました。①の現況写真です。続いて②の写真でございます。赤くエリアを囲ったところでございますけれども、樹齢30年以上の杉が管理されているように思いました。地面を見ますと、石積が残っておりまして、以前は農地だった形跡を発見し、農地だったなあという風を感じられましたところでございます。こちらは発行基準の5、既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているもの、に該当するものでございます。 続きまして番号23、前津江町赤石〇ほか4筆、登記簿は畑と田、現況は全て山林、面積は合計1,740㎡でございます。 申請人は大字小山、内河町の〇さんでございます。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため、申請するものです。場所の方は国道212号を南下しまして、県道日田鹿本線に入りまして、大山ダムを越えて県道西大山大野日田線に入りまして、川津食品、旧赤石小学校さんの先を右折した赤石どんに向かう3個所の赤い印の場所でございます。航空写真で見ますとこのようになっております。該当地に少し距離があります</p>

	<p>ので、(1)と(2)に分けて説明をいたします。まず、(1)の拡大した航空写真です。赤い線が申請地となります。字図となります。3筆ございます。写真方向を①と②から撮影いたしました。①の写真です。②の写真です。竹と雑木が群生をしている状況が見て取れます。次に、(2)の拡大した航空写真で赤い線が申請地となっております。字図です。写真方向を③と④から撮影いたしました。まず③の写真です。杉や雑木が群生をしております。④の写真です。30年生以上の杉が見て取れる状況です。発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備は著しく困難な土地に該当するもの、でございます。</p> <p>以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんからご意見を頂こうと思います。</p> <p>番号22、三花・小野地区の諫山推進委員さん、お願いいたします。</p> <p>はい、農地委員の諫山です。</p> <p>先月の22日に現地の確認に行きまして、ご覧のとおり山林化した場所で、周りの石がずっと上から水害ですか、あれで流れてきたような場所で、農地じゃない、非農地として問題無いと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>番号23、前津江担当の佐藤推進委員さんお願いいたします。</p> <p>はい、前津江の佐藤です。</p> <p>先日、農業委員会の武内さんと一緒に現地確認しました。</p> <p>もう数年来、手入れが出来てなくても雑木になっておりまして、農地に戻すのは不可能と思われるので、非農地証明が妥当だと思います。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	
<p>事務局 (武内義則)</p>	
<p>推進委員 (佐藤学)</p>	

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 議案第6号 現況証明書の発行についてでございます。 この2件につきまして、何かございますか。 よろしいですか。 はい、それでは現況証明書を発行してよろしいでしょうか。 (はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 それでは発行いたしたいと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい、それでは、先ほど穴井委員からのご指摘のありました写真の方を提示したいと思いますので、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>先ほどの穴井委員からご指摘があった写真なんですけども、一応、こちらの奥の方に道路が入っている状態で、これが通り抜けられるようになってます。ちょっと近くでしか写してないんですけど、この部分、一番角の部分のアスファルトを剥がしてもらって、もう通り抜けが出来ないようにしていただいた写真になります。こう上がってくる感じなんですけど、一応、この部分まで農地として、農地に入る道だけに使ってます。というところで、もうこの部分のアスファルトを剥いでもらって、原状に戻してもらおうようにはしたところであります。 うちの方に申請があったときの図面では、宅地の部分に道路が入る予定となっておりますけども、一応、事務</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>局の方で、宅地の部分については宅地で使用してください、という指導をしたいと思っております。 以上です。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>穴井委員、一応、こういう風ですが、よろしいでしょうか。</p> <p>4 番 穴井です。 何か、もやもやとするような説明なんですけど、この部分、これずっと畑にするんですか。 それと、あと、今さっき、転用許可が下りたら、道にするというお話で仰られましたので、それであればちゃんと分筆をして、道路としての申請を出すのが、流れだと思うんですけど、住宅は、もう造って問題が無いと思うんですけど、この分の判断の仕方、何かこう、これ言うてですね。コンクリですれば1日もかからんで、すぐ終わると思うんですけど、だから、そこ辺でどうなのかなと思いますけど、さっき仰ったように住宅を造った後に残った分は道路として使うとなれば、やはり分筆をして道路にするべきじゃないかと思うんですけど、もう、そこは委員会の判断の中でお任せをします。</p>
<p>議 長 (石井照久) 事務局 (藤原東託)</p>	<p>事務局、この農地に戻した分というのは、どこになるんですかね。</p> <p>手前が道路です。 入り口から上ってきて、もうここで行き止まりというところで、農地はこちらが全部農地になってます。右側の方が農地で、この一部が、これにもう引っ付いてる感じです。 本当は、もうここまでが一筆なんです。農地が。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。 今の話にすると、住宅を造らずに、農地が一部残るという説明になりますけど、そういうのじゃないです</p>

よね。転用は、宅地にするという転用なので、それは農地に行くための道でも何でもないので、畑でもないですよ。家庭菜園と言えばそれまでですけど。だから、キチツとした話にしてもらわないと。許可の判断が出来ないじゃないですか。

解りますか、言ってる意味が。

そこだけなんです。だから、先ほど言ったように、転用許可が下りたら、そこに道路を造って、もう公衆用道路じゃないけど、自分らが使うと言ったら、一番最初は宅地で申請をして、現地調査に来たら道路になっていたと言って、先ほど一番最初に、会長からお話がありました西有田の申請があって、最初の申請と現況が違ってるので、申請書どおりにしてもらおうという説明がありましたけど、それと同じような形になってくるんじゃないですか。

私どもがこれを宅地として認めてですね。行ったら道路やったという話でしょ。

だから、そこはおかしいんじゃないですか、と言ってるんです。

推進委員
(諫山文彦)

はい。

議長
(石井照久)

諫山委員、どうぞ。

推進委員
(諫山文彦)

はい。農地委員の諫山です。

今、穴井委員と同じ考えなんですけど、そもそも道路を一筆の中、畑の中で使ってること自体が、まずは違法じゃなかろうかと思うんですよ、転用の。

で、これをここだけ田や畑に農地に戻しましたと、もう要するに、裏技を教えているような話じゃなかろうかと思うんですよ。

で、穴井委員の言うとおりに、やっぱり道路と使う場所というは、分筆していくのが、これから、もしこういう問題起こったときに、判断の基準が、またおかしくなるのは、こういう風にしたら通りますよ、という

<p>16 番 (井上俊勝)</p>	<p>要らん知恵を授けるようなもんで、こういうところは、やっぱりキチツとした形を作っておく方がいいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。</p> <p>井上委員、どうぞ。</p>
<p>16 番 (井上俊勝)</p>	<p>これですね。7月に、私が調査委員長ということで、調査に伺った土地なんですよ。</p> <p>それで、今の穴井さんの言うようにですね、やっぱり今のこのままだったら、何か誤魔化しみたいな気がするんですよ。</p> <p>それで、これをそのままにしておいて、というのは、結局分筆する費用に銭がかかると。だからじゃないかなあと思うんですけど、今後、やっぱりこういう風な内容が非常に出てくると思う。</p> <p>で、私としては、やっぱりこれを、農道の分については分筆をして、そこのところをはっきりさせておく、っていうことが必要じゃなかろうかと。そういう風に思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今、ちょっと事務局と話しましたけど一応取下げてですね、一応、分筆の指導をしたいと思いますので、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。では、取下げたいと思います。</p> <p>それでは18頁です。議案第7号 9月調査員の選任について、でございます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。</p> <p>私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは3名の方を指名したいと思います。 6番 川良澄子委員、10番 高瀬義徳委員、15番 川津清則委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 11月 7日

議 長 会 長

署 名 委 員 13 番

署 名 委 員 16 番